「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の記載例

多治見市福祉部子ども支援課

保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表

（参考様式） ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 （食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息）

提出日　　年　　月　　日

名前＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女　＿＿＿年＿＿月＿＿日生（＿＿歳＿＿ヶ月）　＿＿＿＿＿保育園　＿＿＿組（　歳児）

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

緊急連絡先
★保護者
電話：
★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

食物アレルギー（あり・なし）

病型・治療

A. 食物アレルギー病型
1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎
2. 即時型
3. その他 （新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他：　）

B. アナフィラキシー病型
1. 食物 （原因 小麦）
2. その他 （医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛）

C. 原因食品・除去根拠
該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載

1. 鶏卵 《 ①②③ 》
2. 牛乳・乳製品 《 ①②③ 》
3. 小麦 《 ①②③ 》
4. ソバ 《 》
5. ピーナッツ 《 》
6. 大豆 《 》
7. ゴマ 《 》
8. ナッツ類* 《 》（すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・　）
9. 甲殻類* 《 》（すべて・エビ・カニ・　）
10. 軟体類・貝類* 《 》（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・　）
11. 魚卵* 《 》（すべて・イクラ・タラコ・　）
12. 魚類* 《 》（すべて・サバ・サケ・　）
13. 肉類* 《 》（鶏肉・牛肉・豚肉・　）
14. 果物類* 《 》（キウイ・バナナ・　）
15. その他 （　）

［除去根拠］
該当するもの全てを《 》内に番号を記載
①明らかな症状の既往
②食物負荷試験陽性
③IgE抗体等検査結果陽性
④未摂取

「＊は（ ）の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」

D. 緊急時に備えた処方薬
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」
3. その他（　）

保育所での生活上の留意点

A. 給食・離乳食
1. 管理不要
2. 管理必要（管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照）

B. アレルギー用調整粉乳
1. 不要
2. 必要　下記該当ミルクに○、又は（ ）内に記入
ミルフィーHP ・ ニューMA-1 ・ MA-mi ・ ペプディエット ・ エレメンタルフォーミュラ
その他（　）

C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの
病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみに○をつける
※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。

1. 鶏卵：　卵殻カルシウム
2. 牛乳・乳製品：　乳糖
3. 小麦：　醤油・酢・麦茶
6. 大豆：　大豆油・醤油・味噌
7. ゴマ：　ゴマ油
12. 魚類：　かつおだし・いりこだし
13. 肉類：　エキス

D. 食物・食材を扱う活動
1. 管理不要
2. 原因食材を教材とする活動の制限（小麦）
3. 調理活動時の制限 （小麦）
4. その他 （　）

E. 特記事項
（その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定）

加熱卵で鶏卵１個は食べられることを負荷試験で確認済み

牛乳を２００ｍｌ飲めることを負荷試験で確認済み

小麦は完全除去でお願いします

記載日　年　月　日
医師名　多治見 華代
医療機関名　○△□クリニック
電話　０５７２－○○－××××

気管支ぜん息（あり・なし）

病型・治療

A. 症状のコントロール状態
1. 良好
2. 比較的良好
3. 不良

B. 長期管理薬
（短期追加治療薬を含む）
1. ステロイド吸入薬
剤形：
投与量（日）：
2. ロイコトリエン受容体拮抗薬
3. DSCG吸入薬
4. ベータ刺激薬（内服・貼付薬）
5. その他 （　）

C. 急性増悪（発作）治療薬
1. ベータ刺激薬吸入
2. ベータ刺激薬内服
3. その他

D. 急性増悪（発作）時の対応（自由記載）

保育所での生活上の留意点

A. 寝具に関して
1. 管理不要
2. 防ダニ[illegible]の使用
3. その[illegible]管理が必要（　）

B. 動物との接触
1. 管理不要
2. 動物への反応が強いため不可
動物名（　）
3. 飼育活動等の制限（　）

C. 外遊び、運動に対する配慮
1. 管理不要
2. 管理必要
（管理内容：　）

D.特記事項
（その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定）

記載日　年　月　日
医師名
医療機関名
電話

● 保育所における日常[illegible]の組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
・ 同意する
・ 同意しない

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギーのある食材を給食で食べることができると診断された場合、「保育所での生活上の留意点」の「E. 特記事項」欄に、下記の記載例のようにご記入ください。

1. 卵のアレルギーの場合、下記2点についてご記入ください。

①「加熱卵なら1個食べても問題なし」又は
「加熱卵で鶏卵1個は食べられることを負荷試験で確認済み」

②マヨネーズについて「マヨネーズは可」

2. 乳・乳製品のアレルギーの場合、下記のどちらかについてご記入ください。

① 「牛乳200mlまではOK」又は
「牛乳200ml飲めることを負荷試験で確認済み」

② パンのみ食べられる場合は、「給食のパンは食べても問題なし」

※乳のアレルギーのお子さんにパンを提供するには、市販の食パン1斤を6枚に切った6枚切りのパンを、保育園児が1枚食べてもアレルギー症状が出ないことが必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

問い合わせ先：多治見市福祉部子ども支援課　TEL23－5947